

令和元年度答申第12号
令和元年5月30日

諮問番号 平成31年度諮問第4号（平成31年4月19日諮問）
審査庁 内閣総理大臣
事件名 児童手当認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）から、平成29年6月28日付けで、支給開始年月を同年7月とする児童手当の受給資格及び額の認定（以下「本件処分」という。）を受けたことについて、その支給開始年月を平成28年12月に変更することを求めて、内閣総理大臣（以下「審査庁」という。）に対し、審査請求をした事案である。

2 法令の定め

（1）児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）7条1項は、法4条1項1号から3号までに係る児童手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定（以下、法17条1項により読み替えて適用される場合を含め、単

に「認定」という。)を受けなければならない旨を定める。

法7条3項は、法7条1項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地とする。法8条3項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、法7条1項と同様とする旨を定める。

- (2) 法8条1項は、市町村長は、法7条の認定をした受給資格者（一般受給資格者を含む。以下同じ。）に対し、児童手当を支給する旨を定める。

法8条2項は、児童手当の支給は、受給資格者が法7条の規定による認定の請求（以下、法17条1項により読み替えて適用される場合を含め、単に「認定請求」という。）をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる旨を定める。

法8条3項は、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその認定請求をしたときは、児童手当の支給は、法8条2項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める旨を定める。

- (3) 法17条1項は、常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員である一般受給資格者について法第2章（児童手当の支給）の規定を適用する場合においては、法7条1項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、法8条1項中「市町村長」とあるのは、それぞれ「当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者」と読み替える旨を定める。

法17条2項は、法7条3項の規定は、法17条1項の規定によって読み替えられる法7条1項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する旨を定める。

法17条3項は、法17条1項の規定によって読み替えられる法7条1項の認定を受けた者については、法8条3項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものと

する旨を定める。

なお、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）4条2項は、法17条1項にいう「その他政令で定める地方公務員」は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）2条1号、2号の2から4号まで及び5号に掲げる者とする旨を定め、同施行令2条5号には、「常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの」が掲げられている。

3 前提となる事実等

- (1) 審査請求人は、長女（平成16年a月b日生まれ）及び長男（平成21年c月d日生まれ）を監護し、かつ、これと生計を同じくして、B町内に住所を有する者であり、法4条1項1号に該当する一般受給資格者である。
- (2) 審査請求人は、平成27年10月8日、A公立学校において臨時的任用職員として任用され、同日から平成29年3月31日まで、産休又は育休代替教諭として勤務した。
- (3) 平成28年11月1日、審査請求人は、地方公務員等共済組合法施行令2条5号に掲げられた者に該当する者となって、法17条1項にいう「その他政令で定める地方公務員」となった。これにより、審査請求人がそれまで受けていたB町長の認定は失効し、B町長が審査請求人に対して児童手当を支給すべき事由は消滅した。

そのため、審査請求人が引き続き児童手当の支給を受けようとする場合には、A知事から認定に関する権限の委任を受けた処分庁に対して認定請求を行い、その認定を受けなければならなくなったが、審査請求人は、平成28年11月1日から15日以内（法17条3項により読み替えられた法8条3項）に処分庁に対する認定請求をしなかった。

- (4) 審査請求人は、平成29年4月1日、A公立学校教員として採用された。
- (5) B町長は、審査請求人に対し、平成29年6月15日付けで、平成28年11月1日、審査請求人が公務員となったため、B町長による児童手当の支給事由が消滅した旨通知し、平成29年6月22日付けで、平成28年12月分から平成29年5月分までとして支給済みの児童手当合計12

万円を返還するよう求めた。

(6) 審査請求人は、平成29年6月26日、処分庁に対し、認定請求をした（以下、これを「本件認定請求」という。）。

(7) 処分庁は、平成29年6月28日付けで、審査請求人に対し、支給開始年月を同年7月とする認定（本件処分）をした。

なお、本件処分の通知書には、「この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、A知事に対して審査請求をすることができます。」として、不服申立てをすべき行政庁の教示が誤って記載されていた。

(8) 審査請求人は、平成29年9月17日付けで、本件処分について、児童手当の支給開始年月を平成28年12月に変更することを求める審査請求（本件審査請求）をA知事に対して行った。

審査請求人は、平成29年9月17日付け審査請求書により誤ってA知事に審査請求を行ったものであるが、同知事が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）22条1項に基づき、審査請求書を審査庁に送付したため、同条5項により、初めから審査庁に審査請求がされたものとみなされた。

(9) 審査庁は、平成31年4月19日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

以上の事実等は、諮問書、諮問説明書、審査請求書、弁明書、納入通知書兼領収書、児童手当認定通知書、児童手当認定請求書（添付資料を含む。）及び申立書（添付資料を含む。）から認められる。

4 審査請求人の主張

本件審査請求の理由の要旨は次のとおりである。

(1) 期限付教諭（臨時的任用職員）として任用されてから平成28年11月で1年が経過し、公立学校共済組合の組合員になったが、職場も職種も変わっていなかったため、児童手当の受給等について公務員扱いになる（法17条の適用を受ける）という、事務官（勤務先学校の総務担当）でなければ一般的には知り得ないことに気付くことはできなかった。加えて、当時の事務官は、審査請求人に対し、通常職員に対して行われるような認定請求手続を促すこともせず、新たな児童手当の支給者であるA教育委員会への手続もとらなかった。

審査請求人は、平成29年6月にB町長から児童手当の現況届の手続の

連絡が来た際、現在の職場であるC中学校の事務官に指摘され初めて児童手当の支給者が違っていることに気付いた。

- (2) 審査請求人は、B町長から（平成28年12月分から平成29年5月分までの支給済みの）児童手当の返還を求められたが、その時点では、その返還後、本来A教育委員会から支給されるべきであったものを遡って請求できると思っていた。しかし、A教育委員会からはそのような請求はできないとの説明を受けた。

審査請求人は、児童手当の受給資格を満たしているのであって、二重請求をしたようなことはない。常識的な一般知識では、認定請求が必要だと気付くことができるような状況ではなかったため、「受給者の怠慢で手続を行わなかった」ということにはならない。そこで、本件処分における支給開始年月を平成28年12月に変更し、それにより、本来受給することのできた平成28年12月分から平成29年5月分までの児童手当を遡って支給することを求める（なお、B町長から支給を受けた児童手当については、既に返還済みである。）。

第2 諮問に係る審査庁の判断

諮問に係る審査庁の判断は審理員の意見と同旨であり、その要旨は以下のとおりである。

- 1 市町村長の認定を受けて児童手当の支給を受けていた一般受給資格者が公務員となった場合、その後も引き続き児童手当の支給を受けるためには法17条の規定により読み替えて適用される法7条1項に基づき、所属庁の認定を受けなければならないこととなる。この場合における所属庁から当該公務員に対する認定申請の手続の説明に関する法令の規定はない。
- 2 児童手当の支給は、法8条2項の規定に基づき、認定請求をした日の属する月の翌月から始めることとされており、本件処分において支給開始年月が平成29年7月とされたのは、本件認定請求がされたのが同年6月26日であったことによるのであって、適法かつ妥当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成31年4月19日に審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は令和元年5月10日及び同月17日の計2回の調査審議を行った。

なお、審査庁から、令和元年5月28日、資料の提出を受けた。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する

審理員の審理の経過は以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年5月17日、本件審査請求の審理手を担当する審理員として、P子ども・子育て本部参事官（総括担当）を指名し、同日付けで、その旨を処分庁及び審査請求人に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年5月23日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年6月13日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年6月12日付けで、審理員に対し、弁明書を提出した。審理員は、同月27日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書等を提出する場合には同年7月19日までに提出するよう求めた。

ウ 審理員は、上記反論書等の提出期限までに審査請求人から反論書等の提出がなかったため、平成30年7月27日付けで、審査請求人に対して、反論書等を提出する場合には同年8月17日までに提出するよう再度求めたが、審査請求人から反論書等の提出はなかった。

エ 審理員は、平成31年1月11日付けで、処分庁及び審査請求人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月17日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成31年1月17日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件処分（本件処分において児童手当の支給開始年月が平成29年7月とされたこと）の適法性及び妥当性について

(1) 本件処分において児童手当の支給開始年月が平成29年7月とされたのは、法8条2項が児童手当の支給は受給資格者が認定請求をした日の属する月の翌月から始める旨を定めているところ、審査請求人が本件認定請求をしたのが同年6月26日であったことによるものである。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成28年11月1日に改めて認定請求が必要となったことは、勤務先学校の事務官（総務担当）でなければ気付くことができない

いようなものである、職場も職種も変わっていなかった審査請求人としては、総務担当からの手続の促し等がなかったために、認定請求をすることはできなかった、このような状況等からすれば、審査請求人が同月から平成29年6月まで認定請求をすることができなかったのはその怠慢によるものではない、したがって、本件処分における支給開始年月は平成28年12月に変更されなければならない旨、主張している。

審査請求人の主張の趣旨、法律構成は必ずしも判然としないが、まず、これを法8条3項の「災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合」に該当する旨主張するものであるとしても、上記場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合と解するのが相当であるから、審査請求人の指摘する事情がこれらに当たるとすることは困難である。

また、公務員でない児童手当の支給を受けている者が公務員となった場合に改めて認定請求が必要となることを含め、児童手当の認定請求の制度についての周知や注意喚起、説明の要否、内容について法令の規定は見当たらないことからすれば、審査請求人の指摘する事情（審査請求人に対して、総務担当からの手続の促しのなかつたこと等）によっても、法8条2項に基づいて本件処分において児童手当の支給開始年月が平成29年7月とされたことが違法又は不当であるとか、その変更が必要となるというまでには至らない。

以上によれば、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 付言

- (1) 当審査会は、上記のとおり、審査請求人の指摘する事情によっても、本件処分における支給開始年月の認定が違法又は不当であるとまではいえないと判断するものであるが、次の点を付言しておきたい。

通常想定される公立学校の組織配置等からすれば、審査請求人のように、勤務する教員（教諭）について、改めて処分庁に対して認定請求をする必要が生じた場合には、適時に当該公立学校の総務担当からの手続の促し等がされ、これに応じる形で認定請求がなされるのが通常であると考えられる。審査請求人についてそのような促し等がされなかつたのであれば、それは、審査請求人は、年度途中に地方公務員となって、児童手当の支給主体が変更になったために、通常的人事異動の時期とは異なる時期に改めて

認定請求をすべきものであったところ、そのような例について、処分庁が「随時」行っているという注意喚起（処分庁の弁明書添付資料5から7までは、平成28年3月又は平成29年3月付けのものであり、処分庁の注意喚起は主として年度末にされていることがうかがわれる。）が有効に機能していない可能性を示唆するものである。

児童手当の支給の目的は、児童の家庭等における生活の安定の寄与と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することにあるのであって（法1条）、法17条により、公務員についての従来 of 社会保障制度の例、実務上の便宜等を考慮した実際の、技術的な理由から公務員について認定及び支給についての特例が設けられている以上、かかる特例の存在及び内容についての周知徹底は、上記目的のため、国及び関係行政機関に求められる一般的な責務であるというのが相当である。そして、そのような周知は、公務員の任用又は採用、異動、職種、所属する組織の規模や配置の実情等に応じて、認定請求に漏れが生じるといった事態を防ぐための実効性を有するものであることが求められる。処分庁及び関係行政機関においては、この点を十分に踏まえた上で、認定請求に係る周知の徹底のため、その時期、方法、内容等につき、更に工夫、充実を図られたい。

- (2) また、本件処分の通知書には、本件処分についての不服申立てをすべき行政庁として「A知事」との摘示があり、これは行政不服審査法82条1項に基づく教示の一部を誤ったものである。そして、審査請求人は、かかる誤った教示に従い、A知事に対して審査請求書を提出した。

上記のような誤った教示がされた場合、行政不服審査法22条1項、5項に基づき、誤った教示に従った審査請求人が審査請求期間等に係る不利益を被ることはないものとされてはいるが（本件審査請求についても同条1項に基づく措置が採られたことについて、前記第1の3（8）参照）、このために審査請求の処理が遅延することになるのであって（平成29年9月17日付けでされた本件審査請求において審理員の指名がされたのは平成30年5月17日である。）、かかる事態は、行政に対する信頼の維持のみならず、迅速な手続（同法1条）といった観点からしても、本来あってはならないものである。処分庁その他関係行政機関においては、再発防止のため、十分な対策を講じ、より一層の注意を払われたい。

4 まとめ

以上によれば、本件処分において児童手当の支給開始年月が平成29年7

月とされたことは違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹